

## 所得課税～配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し①

## 1. 改正の概要

・配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が76万円から123万円(給与収入のみの場合の収入金額は141万円から201万円)まで引き上げられます。

・配偶者控除及び配偶者特別控除は、本人の合計所得金額が900万円(給与収入のみの場合の収入金額は1,120万円)を超えると控除額が減少し、1,000万円(給与収入のみの場合の収入金額は1,220万円)を超えると控除額が0になります。

【改正案の控除額及び改正前後の影響について】

		配偶者の給与収入											
		配偶者控除		配偶者特別控除									
		控除対象 配偶者	老人控除 対象 配偶者										
		103万円以下		103万円 超 150万円 以下	150万円 超 155万円 以下	155万円 超 160万円 以下	160万円 超 166.8万円 未満	166.8万円 以上 175.2万円 未満	175.2万円 以上 183.2万円 未満	183.2万円 以上 190.4万円 未満	190.4万円 以上 197.2万円 未満	197.2万円 以上 201.6万円 未満	201.6万円 以上
本人の 給与年 収	1,120万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)	38万円 (33万円)	36万円 (33万円)	31万円 (31万円)	26万円 (26万円)	21万円 (21万円)	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)	3万円 (3万円)	0万円 (0万円)
	1,120万円超 1,170万円以下	26 (22)	32 (26)	26 (22)	24 (22)	21 (21)	18 (18)	14 (14)	11 (11)	8 (8)	4 (4)	2 (2)	0 (0)
	1,170万円超 1,220万円以下	13 (11)	16 (13)	13 (11)	12 (11)	11 (11)	9 (9)	7 (7)	6 (6)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	0 (0)
	1,220万円超	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(※1) 給与収入以外の収入は無いものとする

(※2) カッコ内は住民税の控除額

次ページ参照

減税 増税 変更なし

○平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の個人住民税について適用される。

【配偶者の給与収入が103万円超150万円以下の場合の改正案の控除額及び改正前後の影響について】

		配偶者特別控除									
		配偶者の給与収入									
		103万円 超 105万円 未満	105万円 以上 110万円 未満	110万円 以上 115万円 未満	115万円 以上 120万円 未満	120万円 以上 125万円 未満	125万円 以上 130万円 未満	130万円 以上 135万円 未満	135万円 以上 140万円 未満	140万円 以上 141万円 未満	141万円 以上 150万円 以下
本人の 給与 収入	1,120万円以下	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)	38万円 (33万円)
	1,120万円超 1,170万円以下	26 (22)	26 (22)	26 (22)	26 (22)	26 (22)	26 (22)	26 (22)	26 (22)	26 (22)	26 (22)
	1,170万円超 1,220万円以下	13 (11)	13 (11)	13 (11)	13 (11)	13 (11)	13 (11)	13 (11)	13 (11)	13 (11)	13 (11)

(※1)給与収入以外の収入は無いものとする

(※2)カッコ内は住民税の控除額

  減税
   増税
   変更なし

## 2. 実務上の留意点

- ・当該改正により減税となった世帯でも、社会保険料の増加や妻の年収増加による夫の勤務先の配偶者手当の減少により手取りが減る可能性がある。

## 3. 今後の注目点

- ・配偶者控除、配偶者特別控除の見直しは個人所得課税改革の第一弾であり、今後も所得課税改革は継続される。